

ご存知ですか？

固定資産の縦覧・閲覧制度

～4月2日(月)から、固定資産課税台帳の閲覧等ができます～

毎年、納税通知書を発送する前に、納税者の方に課税台帳をお見せする期間を設けています。4月2日より固定資産課税台帳の閲覧、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧がスタートします。是非、この機会にこの制度をご活用ください。

例えば、こんな方...

自分の固定資産税がいくらになるのか心配で...

ご本人の固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧ができます。4月～5月の期間は台帳のコピーを無料でお渡します。

自分の土地・家屋と他の方の土地・家屋の評価額を比較して、適正であるか確認したい...

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。ただし、この帳簿にはプライバシー保護の観点から所有者に関する内容は記載されていません。帳簿の記載事項等については下表でご確認ください。また、この帳簿のコピーを交付することはできませんのでご了承ください。

土地や家を借りているが、その評価額や税額がいくらになっているのか知りたい...

土地を借りている方はその対象となる土地の部分、家屋を借りている方はその家屋及びその敷地である土地の部分について閲覧をすることができます。(ただし、本人の閲覧とは違い情報開示にはある程度の制限があります。また、賃借する前の年度についても閲覧は可能です。)

今年になってから土地を取得したが、その土地がどのような評価をされているのか知りたい...

取得した方の課税は平成20年度からになりますが、その該当する土地の部分について閲覧することができます。

縦覧、閲覧の期間、場所、対象者とその範囲、その際に必要なもの等は以下の一覧表のとおりです。

縦覧 趣旨：固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。対象者は納税者の方に限られますので、ご了承ください。

期 間	4月2日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時30分 土・日・祝祭日を除く		
場 所	税務課窓口 (下野市役所国分寺庁舎1階)		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人または納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番)・地目・地積・評価額
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人または納税管理人)	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額
必要なもの	・納税通知書または課税明細書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。 代理人の方は上記のほかに、委任状の提示が必要です。		
手数料	無料です		

閲覧 趣旨：自己の資産の価格、課税標準額、税額、評価方法等を確認するために、その情報を開示するものです。また、借地人・借家人等も借りている土地・家屋の閲覧をして確認することができます。

期 間	4月2日(月)から通年 午前8時30分～午後5時30分 土・日・祝祭日、年末年始の休日を除く	
場 所	税務課窓口 (下野市役所国分寺庁舎1階)	
閲覧できる人とその範囲	閲覧できる人	閲覧できる範囲
	固定資産の所有者 土地を有償で借りている人 家屋を有償で借りている人 固定資産の処分をする権利を有する一定の人	所有している固定資産 借りている土地 借りている家屋及びその敷地である土地 権利を有する固定資産
必要なもの	・納税通知書または課税明細書または運転免許証や健康保険証等、本人の確認ができるもの。 ・「閲覧できる人」のうち、上記の に該当する人は、それらを確認できるもの。(賃貸借契約書等) 代理人の方は上記のほかに、委任状の提示が必要です。	
手数料	30分につき300円、写しは1枚につき300円 (ただし、縦覧期間中の本人による閲覧は無料です。)	

固定資産評価審査委員会への審査申出について

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合には、4月1日から納税通知書を受けた日以降60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会（国分寺公民館1階）☎40-5562

縦覧・閲覧について、その他分からないことがありましたら、税務課資産税係（☎40-5554）までお気軽にお問い合わせください。

お知らせ
 固定資産税・都市計画税の課税は毎年5月になります。（納税通知書は5月の中旬ごろ発送いたします。）
 平成19年度の固定資産税関係の証明書は4月1日から発行します。
 ただし、公課証明は納税通知書発送後（5月16日以降）になりますので、ご了承ください。

軽自動車の廃車の手続きは 3月30日 までに！

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者の方に課税になります。軽自動車（農耕車、原付バイクを含む）を所有しなくなった時は、速やかに廃車の手続きをしてください。4月1日以降に廃車手続きをされた場合は、その年度の軽自動車税は課税になります。各種軽自動車の税率及び廃車手続き場所は次の一覧表のとおりです。

軽自動車の種類	軽自動車税（円）	廃車手続き場所
原付一種（50cc以下）	1,000	下野市役所市民課 ・国分寺窓口 ・石橋窓口 ・南河内窓口
原付二種（90cc以下）	1,200	
原付三種（125cc以下）	1,600	
テラー	1,600	
トラクター	1,600	
コンバイン	1,600	
フォークリフト等	4,700	
ミニカー	2,500	関東運輸局 栃木運輸支局 宇都宮市八千代1-14-8 ☎050-5540-2019（テレフォン案内）
二輪（側車付のものを含む）	2,400	
二輪の小型自動車	4,000	軽自動車検査協会 栃木事務所 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎028-645-5161
三輪	3,100	
四輪乗用（自家用）	7,200	
四輪貨物（自家用）	4,000	
四輪乗用（営業用）	5,500	
四輪貨物（営業用）	3,000	
ボートトレーラー	2,400	

平成19年度軽自動車納税通知書は5月中旬頃発送いたします。納期限は5月31日となります。

問い合わせ先
 税務課 資産税係 ☎40-5554